

郵政民営化に関する意見募集の結果

郵政民営化委員会は、平成 29 年 9 月 1 日から同年 10 月 2 日までの期間において、「郵政民営化に関する意見募集」を行ったところ、主に以下のような意見があった。

寄せられた意見の数

個人 58 名、団体 26 件、合計 84 件

意見の傾向と主な意見（要旨）

1 これまでの郵政民営化に対する評価

- 日本郵政グループ三社の株式上場や日本郵政の政府保有株式の処分が進んでいる点を評価する意見がある一方、金融二社の完全民営化の道筋が示されていないとの意見もあった。
- 改正郵政民営化法により分社化の弊害が是正され、過疎化・高齢化が進む中、現在も全国津々浦々に郵便局ネットワークが維持されていることや、日本郵政グループと民間金融機関の連携・協調を評価する意見がある一方、ユニバーサルサービス維持に不安を感じる、各種規制による経営の自由度の制限のために郵便局ネットワークの維持が困難となることを危惧する意見もあった。
- 取扱商品の幅が広がった、郵便配達員や窓口の担当者の対応が良くなった、との意見がある一方、民営化で競争原理が導入されたというのが料金は安くなっていない、民営化のメリットがみられないとの意見もあった。
- ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の限度額引上げに関して、引き上げられて良かったとする意見がある一方、限度額引上げは遺憾とする意見や、引き続き限度額引上げ後の状況をモニタリングする必要があるとの意見があった。

（具体的意見（抄））

- ・ 日本郵政グループ三社が平成 27 年に株式上場を果たしたことは、郵政事業の民営化に向けた大きな一歩であり、株式の売却収入を東日本大震災の復興財源に充当するという政策課題への対応といった観点からも、意義のあるこ

と認識。

- ・ 金融二社については、平成 24 年改正郵政民営化法の附帯決議において日本郵政に完全民営化に向けた説明責任を果たすことが求められているにもかかわらず、その道筋は依然として示されておらず、民間金融機関との間で公正な競争条件を確保するには至っていない。
- ・ 平成 24 年改正郵政民営化法の施行により、「分社化による弊害の是正」や「郵便局での金融のユニバーサルサービスの確保」など、郵政民営化により生じた問題点については解消が少しずつ進み始めている。
- ・ 地方、特に人口減少・高齢化等により生活機能が低下する地域において、全国に張り巡らされている郵便局ネットワークを国民の財産として、安全・安心な暮らしを実現するために活用することが重要であり、郵政民営化後においても、このことが守られていることを評価する。
- ・ ゆうちょ銀行と民間金融機関が、地域活性化やお客さまの利便向上等を目的として、連携・協調を進めていることは意義がある。
- ・ 日本郵政グループと民間生命保険会社が切磋琢磨し、時に連携を図りながら取り組んでいくことで、健全な生命保険市場や地域社会などの発展に向けて貢献し、利用者利便の向上を図っていくことが重要。
- ・ 簡易郵便局が減り集約化が進むなど、ユニバーサルサービスが少しずつ危うくなり、今後の不安も大きい。
- ・ 経営の自由度が各種の規制により制限されていることから、将来的に経営基盤の弱体化を招き、ひいては郵便局ネットワークを維持していくことが困難な状況となることを危惧する。
- ・ 取扱商品の幅が広くなり多様なサービスを提供するようになってきており、郵便局の進化を感じられる。
- ・ 第三分野保険・自動車保険等の引受開始、かんぽ生命保険の新商品の販売、クレジットカードの取扱い、全銀システムへの接続等、取扱業務の拡大や、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の限度額の引上げ等により、利便性が大きく向上した部分も多数ある。

- ・ 民営化後、郵便配達員や窓口の担当者が明るく元気に挨拶ができるようになり好感が持てる。
- ・ 郵政民営化により競争原理が導入されたというが、それで料金が安くなったかと言えばそうではない。
- ・ 民営化して 10 年になるが、具体的に何が良くなったかの不明。
- ・ ゆうちょ銀行の預入限度額が、平成 28 年 4 月 1 日に 1,000 万円から 1,300 万円に引き上げられたことは誠に遺憾。
- ・ 特に預入限度額引上げの影響については、マイナス金利の導入など異次元の金融緩和政策の下にあることから、ゆうちょ銀行への資金シフト等について正確に把握できない状況にあり、その影響については引き続き状況をモニタリングしていく必要がある。
- ・ かんぽ生命保険に対する実質的な政府出資が存在し、株式完全売却に向けた道筋さえ示されないまま、かんぽ生命保険の限度額の引上げを含めた業務範囲の拡大が図られている現状は、到底容認できるものではない。

2 今後の郵政民営化への期待

- 地域住民の拠点であり、ユニバーサルサービスを提供する生活インフラとして、郵便局ネットワークの維持を期待する意見や、ユニバーサルサービスの安定的な確保・維持のために、手数料に係る消費税の特例措置創設を求める意見がある一方、ユニバーサルサービスに関して、政府・地方公共団体・利用者・会社の費用負担を示すべきとの意見や、ユニバーサルサービスのコスト負担が国民負担につながる場合は、公正競争を阻害しない制度設計をすべきであるとの意見もあった。
- 新規業務に関する許認可制をはじめ、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の限度額等の上乗せ規制を撤廃し、経営の自由度を高めるべきとの意見や、ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険の限度額は、段階的に引き上げられたが、消費者の利便性という観点で見ると、更なる引上げの努力が必要との意見がある一方、金融二社の完全民営化に向けて、スケジュールや方法に関し、具体的な説明を期待する意見や、民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中では、限度額の再引上げや新規業務を認めるべきではない、との意見もあった。

- 日本郵政グループと民間金融機関とは対立するのではなく、連携・協調することは意義のあることであり、利用者利便につながるといった意見があった。
- 全国一律の運営に縛られずに、時間帯・取扱サービス・商品に特色を持たせる等、地域に適した特色ある郵便局運営を望む意見があった。

(具体的意見(抄))

- ・ 少子高齢化や過疎化に伴う利用者減により、他の金融機関等が撤退していく流れは止まらない状況だが、郵便局は今後も地域コミュニティの中心として過疎地の郵便局ほど維持し続けることを要望する。
- ・ ユニバーサルサービスの安定的な確保並びに維持を図る為に関連銀行及び関連保険会社が日本郵便へ窓口業務を委託する際に支払う手数料に係る消費税について、特例創設を要望する。
- ・ ユニバーサルサービス義務を日本郵便に課す以上は、どれだけのユニバーサルサービスコストが掛かっているのか、政府・地方自治体・利用者・会社は、どのように負担していくのかを早急に明示し、安定した事業運営がなされ、郵便局ネットワークがこれからも維持されるよう要望する。
- ・ ユニバーサルサービスコストが何らかの形で国民負担につながる場合には、民間金融機関や民間事業会社との公正な競争が阻害されることのないよう慎重な制度設計を行うべき。
- ・ 新規業務に対する許認可制をはじめ、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の限度額など、いわゆる上乗せ規制を早期に撤廃し、経営の自由度を高めていくよう要望する。
- ・ 限度額が引き上げられたが、顧客の利便性の向上には更なる引上げが必要不可欠。日本郵政株式会社株の売却益は、東日本大震災被災地の復興財源にもなるので、企業価値を高めるために、金融二社等に課せられたいわゆる上乗せ規制を撤廃するなど経営の自由度を高めることを要望する。
- ・ 支所の閉鎖等に伴う地方公共団体業務の受託などにより、過疎地における郵便局の利活用推進を要望する。郵便局ネットワーク維持に向けて、改正郵政民営化法第7条の3に定める必要な措置の内容を明確化し実施することを

要望する。金融ユニバーサルサービスの安定的な確保を図るため、関連銀行及び関連保険会社が日本郵便株式会社へ窓口業務を委託する際に支払う手数料に係る消費税特例措置の創設を要望する。

- ・ ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険の限度額については、段階的に引き上げられたものの、消費者側の利便性向上の観点で見ると、更なる引上げに向けた努力を希望する。
- ・ 改正郵政民営化法で定められたゆうちょ銀行を含む金融二社の完全民営化に向けて、スケジュールや方法に関し、日本郵政によって具体的な説明責任が果たされることを期待する。
- ・ 現状は、公平・公正な競争条件の確保の観点から明らかに問題。かんぽ生命保険への間接的な政府出資の解消に向け、日本郵政によるかんぽ生命保険の株式の完全売却への道筋の早急な明示と、その着実な遂行を期待する。
- ・ 民間金融機関との公正な競争条件が確保されない中では、預入限度額の再引上げや新規貸出業務等への参入を認めないことを強く期待する。
- ・ かんぽ生命保険の業務範囲の拡大を行うに当たっては、民間生保との「公正な競争条件の確保」や拡大する業務の内容等を踏まえた「適切な態勢整備」が重要。
- ・ ゆうちょ銀行と地域金融機関がいたずらに対立して地域金融システム全体の弱体化につながるような方向性ではなく、例えば地域ファンドの共同設立のように、地域や国民経済にとって最良となるようなゆうちょ銀行と民間金融機関の相互補完の仕組みを検討していくことが肝要。
- ・ 日本郵政グループと民間生保の提携関係は様々な広がりを見せており、日本郵政グループにおいても、民間生保の強み・特徴を認識し、利用者利便向上の観点から、提携関係・協調関係の更なる推進を期待する。
- ・ 郵便局が設置されている地域に適した特色ある運営を望む。全国一律の運営に縛られることなく、既存の郵便局が有効に利用される時間帯や取扱サービス、商品に特色を持たせる等、現場の責任者に判断を委ねてはどうか。

3 その他

- 三事業に渡って同業他社が存在するため、郵便局独自のサービスを展開すべきではないかとの意見があった。
- 将来のネットワークの維持と併せ、行政と連携し地域に必要なサービスを展開できる郵便局を目指すべきとの意見があった。
- 過疎地域における郵便局ネットワークの活用の観点から、地方公共団体の窓口業務を郵便局に委託するための措置・対応を求める意見があった。

（具体的意見（抄））

- ・ 三事業に渡って同業他社が存在するため、郵便局独自のサービスの展開。
- ・ 将来においてもネットワークの維持と併せて、行政と連携しながら地域に必要なサービスを展開できるような郵便局を目指すよう要望する。
- ・ 現在、役場支所で行なっている証明書の交付、届出の受理、納税処理等を、郵便局に委託することにより、村民の更なる利便性向上に結びつけ、住み良い村を実現させたいので、自治体業務の郵便局への移管の実現に向けた措置・対応を要望する。